

ガバナンス

コーポレートガバナンス

● 基本的な考え方

企業業績・企業価値・社会的信用性を高めるために、コーポレートガバナンス強化を重要な経営課題と位置づけています。

● コーポレートガバナンス体制

当社は、8名で構成される取締役会において、経営に関する重要な意思決定を行っています。各取締役より職務執行状況、財政状態および経営成績などの報告を受け、業務執行の監視・監督にあたっています。また、経営に関

する監督責任と執行責任を分離するため、執行役員制度を導入しています。取締役会より執行権限を移譲された執行役員が、事業部・グループ会社・主要職能組織長として、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図り、重要な業務執行への対応を行っています。

監査機能としては、社外監査役2名を含む3名で構成される監査役会を設置しています。監査役は取締役会など社内の重要な諸会議に出席する他、業務執行状況の聴取を通じて、取締役の職務の執行状況を監査しています。

● 内部統制システム

当社は、職務の執行内容を法令および定款に適合させるため、さまざまな施策を行っています。情報管理として、各文書の保管部署・期間を文書管理規程に沿って定めています。また、リスク管理においては経営執行会議でマネジメントしており、危機発生時には危機管理委員会を開催しています。

関連・系列会社においては、「関連会社管理規程」を制定し、業務運営ルールを明確にするとともに、必要に応じて会計監査および業務監査を実施しています。

コーポレートガバナンス体系図（組織系統図）



